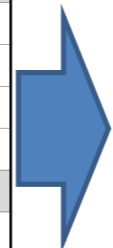


## 変更前

TV
第28条(セットトップボックス) 第3項
第1項及び第2項の規定に基づき、加入者が当社より貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。但し、加入者が故意または過失によりSTBを破損または紛失した場合には、これによる損害を当社に賠償するものとします。
NET
第44条(利用に係る契約者の義務) 第7項
契約者は、第3項から第6項の規定に違反し又は電気通信設備を亡失し若しくは毀損したときは当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
TEL(ケーブルプラス電話)
第14条(設備の設置及び撤去) 第6項
契約者は故意又は過失により終端装置を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、又、紛失及び修理不能による場合は、第1項の未返却時の損害金の規定を適用し、当社に支払うものとします。
TEL(ケーブルライン)
第14条(設備の設置及び撤去) 第6項
契約者は故意又は過失により終端装置を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、又、紛失及び修理不能による場合は、第1項の未返却時の損害金の規定を適用し、当社に支払うものとします。
ケーブルネット296重要事項説明 Ver.16
3ページ ⑥解約について-3
解約の場合、直ちにセットトップボックス(STB)やインターネット接続サービス用宅内機器や固定電話サービス用宅内機器等の機器一式を返却していただきます。また、返却のない場合には次の損害金をお支払いいただきます。
ケーブルネット296重要事項説明 Ver.16
3ページ ⑥解約について-6(1)
既存のアンテナと宅内配線の接続工事を行う場合は、お手数ですが最寄りの電気店等へお客様よりご連絡いただきますようお願いいたします。既存アンテナ切り換え後、テレビの映りが悪いなどに対するの保障はできませんのであらかじめご了承ください。



## 変更後

TV
第28条(セットトップボックス) 第3項
第1項及び第2項の規定に基づき、加入者が当社より貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。但し、加入者が故意または過失によりSTBを破損または紛失した場合には、これによる損害を <b>違約金として当社の定める金額を賠償するものとします。(明細は違約金表に記載)</b>
NET
第44条(利用に係る契約者の義務) 第7項
契約者は、第3項から第6項の規定に違反し又は電気通信設備、端末設備および端末接続装置を亡失し若しくは毀損したときは当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。 <b>また、貸与している機器を紛失した場合の損害については違約金とし、別途定める金額を賠償するものとします。(明細は違約金表に記載)</b>
TEL(ケーブルプラス電話)
第14条(設備の設置及び撤去)
契約者は故意又は過失により終端装置を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、又、紛失及び修理不能による場合は、第1項の未返却時の損害金の規定を適用し、 <b>違約金として当社の定める金額を賠償するものとします。(明細は違約金表に記載)</b>
TEL(ケーブルライン)
第14条(設備の設置及び撤去)
契約者は故意又は過失により終端装置を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、又、紛失及び修理不能による場合は、第1項の未返却時の損害金の規定を適用し、 <b>違約金として当社の定める金額を賠償するものとします。(明細は違約金表に記載)</b>
ケーブルネット296重要事項説明 Ver.16
3ページ ⑥解約について-3
解約の場合、直ちにセットトップボックス(STB)やインターネット接続サービス用宅内機器や固定電話サービス用宅内機器等の機器一式を返却していただきます。また、返却のない場合には <b>その損害について違約金として当社の定める金額を賠償するものとします。(明細は違約金表に記載)</b>
ケーブルネット296重要事項説明 Ver.16
3ページ ⑥解約について-6(1)
既存のアンテナと宅内配線の接続工事を行う場合は、お手数ですが最寄りの電気店等へお客様よりご連絡いただきますようお願いいたします。但し、賃貸物件(借家)に限りケーブルネット296にて行います。いずれも既存アンテナ切り換え後、テレビの映りが悪いなどに対するの保障はできませんのであらかじめご了承ください。